

児童扶養手当法施行規則第5条第6条関係

※ 第		号	
※経 由		※市区町村	
支 所 名		令和 年 月 日	
		受付年月日	
氏名・住所・児童氏名 <b>児童扶養手当 扶養義務者等・支払金融機関 変更届</b>			
フリガナ (新)氏名		証 書 号	
(個人番号 )		北児 旭児扶 第 号	
項 目		新	
氏 名 ・ 扶 養 義 務 者 等 ・ 住 所 変 更	住 所	旧 〒 (扶養義務者との同居 有・無)	新 〒 〇〇〇 (扶養義務者との同居 有・無) (変更年月日：平・令 年 月 日)
	受給者氏名		
	児童氏名		(個人番号 )
	児童氏名		(個人番号 )
	扶養義務者 又は配偶者		(個人番号 )
	扶養義務者 又は配偶者		(個人番号 )
支 払 金 融 機 関	金融機関	銀行 信金 信組 農協	本店 支店
	口座名義人		銀行 信金 信組 農協
	口座番号	普 通	普 通
上記のとおり、届け出ます。 令和 年 月 日 (あて先) .....氏名..... 旭 川 市 長			
備考			

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。

◎ ※の欄は記入する必要がありません。

◎ 字は楷書ではっきりと書いて下さい。

注 意

- 1 届の種類（氏名，住所，児童氏名，扶養義務者等，支払金融機関）を○で囲んでください。
- 2 氏名，住所及び扶養義務者等に変更があったときは，変更があった日から14日以内に届け出てください。
- 3 受給者及び対象児童の個人番号については，旭川市に転入したときのみ記入してください。
- 4 この届には，次の書類を添えてください。
  - (1) 児童扶養手当証書
  - (2) 受給者及び児童の氏名の変更届をするときは，戸籍謄本
  - (3) 変更となる扶養義務者又は配偶者の所得証明書
  - (4) 他都道府県からの転入による住所変更届をするときは，変更後の世帯全員の住民票の写し
- 5 市外への転出の場合は，あらかじめ変更前の市（区）役所又は町村役場にこの届を提出してください。
- 6 住所を変更しない場合であっても「（新）住所」の欄は記入してください。